

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付要綱

令和6年4月30日 制 定

令和7年2月21日 一部改正

令和8年3月9日 一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、渋谷区みどりの確保に関する条例（昭和53年渋谷区条例第20号。以下「条例」という。）で緑化を義務づけていない300平方メートル未満の敷地における緑化に係る費用を助成することにより、身近なみどりを創出し、もって区内における緑被率及び緑視率の増加に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号の敷地をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（以下「建築物」という。）若しくは敷地のいずれか又はこれらを組み合わせたものをいう。
- (4) 管理組合等 マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人及び区分所有法第25条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者をいう。
- (5) 基盤 植栽の基盤となる植え込み地その他これに類するものをいう。
- (6) 基盤面積 三斜求積又はCAD求積により算出した基盤の面積をいう。ただし、灌水設備等植物の育成に必要な設備については基盤面積に含めるものとする。なお、0.01平方メートル未満は切り捨てるものとする。
- (7) 積算面積 別表の緑化の種別ごとに算出される面積をいう。
- (8) 緑化判定面積 別表の緑化の種別ごとに算出される面積で助成の基礎とする面積をいう。
- (9) 道路等 公道及び私道を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等をいう。
- (10) 接道部 道路等に接する部分をいう。
  - (11) 敷地緑化 地上部に樹木を植栽することをいう。
  - (12) 壁面緑化 建築物等の壁面等に緑化することをいう。
  - (13) 屋上緑化 建築物の屋上の全部又は一部に緑地を造成して、樹木等を植栽することをいう。
  - (14) 緑地 敷地、壁面又は屋上によって緑化された土地をいう。

### (助成額等)

第3条 助成については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成の対象となる費用（以下「助成対象経費」という。）は、新たに造園会社等事業者に依頼して行う植栽工事に伴う樹木、植物、支柱、土壌等基盤構成資材の購入等の費用及び基盤造成に伴う施工費用とする。ただし、助成金交付対象者が自ら工事等を行った場合は、助成対象経費としないこととする。
- (2) 助成金の額は、前号に該当する費用の2分の1の額とし、1件当たり20万円を上限とする。ただし、算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 助成金の申請は1つの建築物等に対して1会計年度に1回限りとし、助成金の総額は予算の範囲内とする。

#### （助成対象者）

第4条 助成の対象者は、区内の300平方メートル未満の敷地において、渋谷区「緑化計画作成の手引き」（以下「手引き」という。）で定められた方法により、新たに緑化判定面積3.0平方メートル以上の緑化を行おうとする場合に、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、緑化判定面積については、手引きの規定にかかわらず、別表の規定が優先する。

- (1) 区民又は第11条に規定する完了報告を行う日までに区民になろうとする者であって、自らが居住又は所有する区内の建築物等に緑化をしようとする者又は新築の建築物を購入した者
- (2) 区内の建築物等で事業を営んでいる個人（以下「個人事業者」という。）で、当該建築物等に緑化をしようとする者
- (3) 区内の管理組合等でその管理組合等が管理する建築物等に緑化をしようとする者

#### （助成対象の例外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請を行うことができないものとする。

- (1) 緑化を行う建築物等が共有の場合において、当該緑化及び助成金の申請に係る所有者全員の同意が得られていないとき。ただし、申請を行おうとする者が民法（明治29年法律第89号）第265条に規定する地上権者である場合は、この限りでない。
- (2) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 住民税を滞納しているとき。
- (4) 建築基準法その他法令、条例等に違反する建築物等に緑化をしようとするとき。
- (5) 法令、条例等の規定に基づき緑化をしようとするとき。

#### （助成金交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、植栽工事の着工前のあらかじめ区長が指定する日までに、渋谷区緑化普及推進事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 緑化計画書（別記第2号様式）
- (2) 現地案内図及び建築概要書

- (3) 緑化計画平面図（建築物等の位置、敷地及び壁面、屋上の植栽基盤等の位置、面積及び長さ、植栽の位置、種類及び高さ等）
- (4) 屋上緑化断面図（屋上緑化用植栽基盤等の種類、構造及びその断面）
- (5) 工事の内容に係る内訳のわかる見積書
- (6) 現況写真（撮影日がわかるもの）
- (7) 申請者が個人事業者である場合は、緑化を行おうとする場所で事業を営んでいることを証する書類（営業許可書、直近の確定申告書等）の写し
- (8) 申請者が管理組合等である場合は、管理組合の現在の理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し
- (9) 緑化を行う建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、緑化することについての所有権者全員の同意書（別記2－2号様式）
- (10) 前各号までに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

#### （助成金交付の申請の特則）

第7条 新築の建築物を購入した者の助成金の交付の申請については、区と当該建築物の建築主との間において植栽工事に係る事前協議を完了した後に、その申請をすることができる。

2 前項の場合において、建築物の建築主は植栽工事の着工前のあらかじめ区長が指定する日までに事前協議の申請を区長に行い、その承認をもって事前協議の完了とする。

3 第1項の申請及び前項の事前協議について必要な事項は、環境政策部長が別に定める。

#### （助成金交付の決定）

第8条 区長は、第6条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めたときは渋谷区緑化普及推進事業助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことが適当であると認めたときは渋谷区緑化普及推進事業助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

3 区長は、先着順に交付申請書を受け付ける。補助金の総額は予算の範囲内とし、予算残額が助成金の額を下回る場合は、その時点の予算残額をもって助成金の額とする。

4 区長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

#### （申請内容の変更）

第9条 前条第1項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは速やかに渋谷区緑化普及推進事業助成金変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の助成金変更申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、渋谷区緑化普及推進事業助成金変更承認通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、対象工事を中止しようとするときは速やかに渋谷区緑化普及推進事業助成金取下げ申請書(別記第7号様式)を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の助成金取下げ申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは取下げを承認し、渋谷区緑化普及推進事業助成金取下げ承認通知書(別記第8号様式)により交付決定者に通知する。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、交付決定のあった日に属する年度の3月15日(その日が渋谷区の休日を定める条例(平成元年渋谷区条例第1号)第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日)までに、渋谷区緑化普及推進事業助成金完了報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

(1) 緑化完了書(別記第10号様式)

(2) 現地案内図及び建築概要書

(3) 緑化計画平面図(建築物等の位置、敷地、壁面及び屋上の植栽基盤等の位置・面積・長さ、植栽の位置・種類・高さ等)

(4) 屋上緑化断面図(屋上緑化用植栽基盤等の種類、構造及びその断面)

(5) 工事の内容に係る内訳のわかる領収書

(6) 工事完了写真(撮影日がわかるもの)

(7) 交付決定者が区民(個人事業者等に該当するものを除く。)の場合は、住民票の写し又は住所が確認できる書類の写し

(8) 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付請求書(別記第11号様式)

(9) 前各号までに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(助成金交付の確定及び交付)

第12条 区長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容の審査及び現地調査等を行い、交付要件に適合すると認めるときは助成金の交付を確定し、渋谷区緑化普及推進事業助成金交付確定通知書(別記第12号様式)により、交付決定者に通知するとともに、速やかに助成金を交付する。

(管理)

第13条 前条の助成金の交付を受けた者及び助成を受けた者から緑地の管理を引き継いだ者は次の各号の責務を負う。

(1) 善良なる管理者としての注意をもってその緑地の適切な維持管理をすること。

(2) 年間を通じて緑を維持すること。

(3) 工事終了後、5年間は緑地を維持すること。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の

全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
  - (2) この要綱の規定に違反したとき。
  - (3) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- 2 前項の規定により助成金の交付決定の内容を取消したときは、渋谷区緑化普及推進事業助成金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により、速やかに交付決定者に通知する。
- 3 第1項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付額の全部又は一部について、渋谷区緑化普及推進事業助成金返還請求書（別記第14号様式）により、期限を定めて、当該助成金受給者にその返還を命じることができる。

（管理状況報告）

第15条 区長は、交付決定者に対し必要に応じて対象緑地の管理状況について、報告を求めることができる。

（調査等）

第16条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（個人情報の取扱い）

第17条 区は、助成事業の実施に当たって知り得た個人情報について、本助成事業の実施に係る目的にのみ使用する。

（委任）

第18条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、環境政策部長が定める。

附 則（令和6年4月30日区長決裁）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和7年2月21日区長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月9日区長決裁）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第4条関係）

緑化判定面積の算出方法

(1) 敷地緑化

種類	高さの限度	単位面積	積算面積 (本数×単位 面積)	緑化判定 面積	要件等
高木	植栽時に 2.0メートル 以上	3.0平方 メートル	本数×3.0 平方メートル	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤の上空が屋根、庇等 で遮蔽されていないこと</li> <li>・接道部から5メートル以 内で、基盤と接道部との間 に遮蔽物がなく、植栽が直 接見通せること</li> <li>・竹類は高さに関わらず低 木Aとみなす</li> </ul>
中木	植栽時に 1.5メートル 以上 2.0メートル 未満	2.0平方 メートル	本数×2.0 平方メートル		
低木 A	植栽時に 0.6メートル 以上 1.5メートル 未満	1.0平方 メートル	本数×1.0 平方メートル		
低木 B	植栽時に 0.3メートル 以上 0.6メートル 未満	0.3平方 メートル	本数×0.3 平方メートル		
植樹 帯	植栽時に 0.2メートル 以上 密植状態である こと	/	基盤面積	基盤面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤の上空が屋根、庇等 で遮蔽されていないこと</li> <li>・接道部から5メートル以 内で、基盤と接道部との間 に遮蔽物がなく、植栽が直 接見通せること</li> </ul>

(2) 生垣緑化

高さの限度	積算面積	緑化判定面積	要件等
植栽時に 0.9メートル 以上 3.0メートル 以下	高さ×延長	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと</li> <li>・接道部から5メートル以内で、基盤と接道部との間に遮蔽物がなく、植栽が直接見通せること</li> <li>・植栽幅は0.3メートル以上確保すること</li> <li>・植栽間隔の目安は樹木の枝葉が重なり合う程度とする</li> </ul>

(3) 壁面緑化

種類	高さの限度	積算面積	緑化判定面積	要件等
登はん型	上限1.2メートル	高さ×延長	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部から5メートル以内で、基盤と接道部との間に遮蔽物がなく、植栽が直接見通せること</li> <li>・特殊な植栽専用補助資材を用いる場合は事前協議を行うこと</li> </ul>
下垂型	上限2.0メートル	高さ×延長	積算面積	
特殊	上限2.0メートル (パレット式は資材の高さ)	高さ×延長	積算面積	

(4) 屋上緑化 樹木による算定又は地被植物による算定のいずれか

種類	高さの限度	単位面積	積算面積 (本数×単位面積)	緑化判定面積	要件等
高木	植栽時に 2.0メートル以上	3.0平方メートル	本数×3.0平方メートル	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと</li> <li>・ 竹類は高さに関わらず低木Aとみなす。</li> </ul>
中木	植栽時に 1.5メートル以上 2.0メートル未満	2.0平方メートル	本数×2.0平方メートル		
低木A	植栽時に 0.6メートル以上 1.5メートル未満	1.0平方メートル	本数×1.0平方メートル		
低木B	植栽時に 0.3メートル以上 0.6メートル未満	0.3平方メートル	本数×0.3平方メートル		
植樹帯	植栽時に 0.2メートル以上 密植状態であること	/	基盤面積	基盤面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと</li> <li>・ 植樹帯の中に樹木を植栽した場合は、植樹帯の面積のみ算定する。</li> </ul>
地被植物	多年草、つる植物、 0.2メートル未満の 樹木及び菜園	/	密植部分全体の面積	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと</li> <li>・ 樹木との重複算定は不可</li> </ul>

別記第1号様式（第6条関係）

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

渋谷区緑化普及推進事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、必要書類を添付し助成金の交付を申請します。

### 記

緑化場所	渋谷区		
緑化工事期間	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
緑化判定面積	m <sup>2</sup>		
助成対象経費（税抜）	円	助成金交付申請額 （限度額 200,000 円）	円
同意事項	<input type="checkbox"/> 必要に応じて区職員が特別区民税の納税状況を確認すること。		

### 添付書類

1. 緑化計画書（別記第2号様式）
2. 現地案内図及び建築概要書
3. 緑化計画平面図（建築物等の位置、敷地、壁面及び屋上の植栽基盤等の位置・面積・長さ、植栽の位置・種類・高さ等）
4. 屋上緑化断面図（屋上緑化用植栽基盤等の種類、構造及びその断面）
5. 工事の内容に係る内訳のわかる見積書
6. 現況写真（撮影日がわかるもの）
7. 申請者が個人事業者である場合は、緑化を行おうとする場所で事業を営んでいることを証する書類（営業許可書、直近の確定申告書等）の写し
8. 申請者が管理組合等である場合は、管理組合の現在の理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し
9. 緑化を行う建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、緑化することについての所有者全員同意書（別記2-2号様式）
10. その他必要な書類

【裏面あり】

## 【裏面】

### 【区民又は区民になろうとする者の申請】

※区民又は区民になろうとする者の申請については、工事完了後の完了報告時に本人確認書類の提出が必要です。

### 【申請に当たっての注意事項】

- (1) 緑化によって立地上又は構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。
- (2) この申請に基づく交付決定がなされる前に設置工事の着工をした場合は、助成金の交付を行うことはできません。また、交付対象者が自ら工事を行った場合も、助成金の対象となりません。
- (3) 工事完了後に完了報告を行う必要があります。完了報告は全ての必要書類を添えて、交付決定のあった日の属する年度の3月15日（その日が渋谷区の休日を定める条例（平成元年渋谷区条例第1号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに行ってください。
- (4) 区が緑化状況を確認するため、現地調査等を行います。
- (5) 善良なる管理者としての注意をもって5年間その緑地の適切な維持管理をしてください。

渋谷区長殿

住所  
申請者 氏名  
電話番号

緑化計画書

渋谷区緑化普及推進事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり緑化計画書を提出します。

記

設計者	住所					
	氏名		担当者氏名			
	電話		電話			
緑化場所(住居表示)		渋谷区				
敷地の緑化面積	基盤	基盤面積	樹木植栽内訳	積算面積	緑化判定面積	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
敷地の緑化判定面積(合計)					m <sup>2</sup>	
建築物の緑化面積	基盤	基盤面積	樹木植栽内訳	積算面積	緑化判定面積	
	屋上		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	壁面		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築物の緑化判定面積(合計)					m <sup>2</sup>	
緑化計画総面積(敷地+建築物)					m <sup>2</sup>	
緑化完了予定日				年 月 日		

別記2-2号様式（第6条関係）

## 同意書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

所有権者 住 所

電話番号

※事業者の場合は、会社名・代表者名

私は、所有する建築物等に、下記のとおり渋谷区緑化普及推進事業助成金交付申請に係る緑化を行うことについて同意します。

### 記

申請者	(氏名)
	(住所)
緑化場所	渋谷区

別記第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日

（申請者）

住所

氏名

渋谷区長 長谷部 健  
（公印省略）

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第8条の規定により申請書類の審査を行った結果、下記のとおり、助成金の交付を行うことが適当であると認められたので通知します。

### 記

1 交付決定額 金 円

### 2 助成金交付の条件

交付決定対象者は、渋谷区緑化普及推進事業助成金交付要綱の規定に従い、以下の要件を満たす必要があります。

- （1）交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに渋谷区緑化普及推進事業助成金変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて渋谷区長に提出し、承認を受けること。
- （2）交付申請を中止しようとするときは、速やかに渋谷区緑化普及推進事業助成金取下げ申請書（別記第7号様式）を渋谷区長に提出し、承認を受けること。
- （3）交付決定のあった日の属する年度の3月15日（その日が渋谷区の休日を定める条例第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに渋谷区緑化普及推進事業助成金完了報告書（別記第9号様式）に必要な書類を添えて渋谷区長に提出すること。
- （4）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、上記要綱の規定に違反したとき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資すると認められるときは、助成金の交付決定の内容を変更するとともに、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることがあります。
- （5）助成を受けたものは、工事終了後、年間を通じて5年間は緑化部分を維持し、その期間内、善良なる管理者としての注意をもって管理すること。
- （6）区が必要に応じて行う調査に協力すること。また、資料の提出などを求めることがあります。

別記第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

（申請者）

住所  
氏名

渋谷区長 長谷部 健  
(公印省略)

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第8条の規定により申請書類の審査を行った結果、下記のとおり助成金の交付を行わないことが適当であると認められたので通知します。

記

交付しないことを決定した理由

問合せ先

別記第5号様式（第9条関係）

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金変更申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付で交付決定があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、下記のとおり、申請内容に変更が生じたので、同交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて変更申請を行います。

記

交付決定年月日	令和 年 月 日	交付決定番号	第 号
助成金の交付決定額	円		
変更後の助成金の 交付申請額	円		
緑化面積等助成事業の 内容に係る変更内容			
理 由			
添付書類			

第 年 月 日 号

（申請者）

住所

氏名

渋谷区長 長谷部 健  
(公印省略)

### 渋谷区緑化普及推進事業助成金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第 9 条により申請書類の審査を行った結果、下記のとおり助成金の交付を行うことが適当であると認められたので承認結果について通知します。

#### 記

変更後助成金交付決定額	円
変更内容	
承認結果	

別記第7号様式（第10条関係）

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金取下げ申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付で交付決定があった渋谷区緑化普及推進事業助成金について、下記のとおり申請を取下げたいので、同交付要綱第10条に基づき、交付取下げ申請を行います。

記

1 交 付 決 定 番 号 第 号

2 取 下 げ の 理 由

別記第8号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

（申請者）

住所  
氏名

渋谷区長 長谷部 健  
(公印省略)

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金取下げ承認通知書

年 月 日付けで取下げ申請があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第10条の規定により申請書類の審査を行った結果、取下げを承認することが適当であると認められたので承認結果について通知します。

### 記

- 1 交付決定番号 第 号
- 2 取下げ承認成金額 円

別記第9号様式（第11条関係）

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金完了報告書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付け第 号により渋谷区緑化普及推進事業助成金の交付決定があった緑化工事が完了したので、同交付要綱第11条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

### 記

緑化場所	渋谷区		
緑化工事完了日	年 月 日	緑化判定面積	m <sup>2</sup>
助成対象経費（税抜）	円	助成金交付申請額 （限度額 200,000 円）	円
同意事項	<input type="checkbox"/> 区職員が緑化状況を確認するため、現地調査等を行うこと。		

### 添付書類

1. 緑化完了書（別記第10号様式）
2. 現地案内図及び建築概要書
3. 緑化計画平面図（建築物等の位置、敷地、壁面、屋上の植栽基盤等の位置・面積・長さ、植栽の位置・種類・高さ等）
4. 屋上緑化断面図（屋上緑化用植栽基盤等の種類、構造及びその断面）
5. 工事の内容に係る内訳のわかる見積書
6. 工事完了写真（撮影日がわかるもの）
7. 交付決定者が区民（個人事業者等に該当するものを除く。）の場合は、住民票の写し又は住所が確認できる書類の写し
8. 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付請求書（別記第11号様式）
9. 前各号までに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

渋谷区長 殿

住 所  
申 請 者 氏 名  
電 話 番 号

緑 化 完 了 書

渋谷区緑化普及推進事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり緑化完了書を提出します。

記

設 計 者	住 所					
	氏 名		担当者氏名			
	電 話		電 話			
緑化場所(住居表示)		渋谷区				
敷地の緑化面積	基盤	基盤面積	樹木植栽内訳	積算面積	緑化判定面積	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	<b>敷地の緑化判定面積(合計)</b>					<b>m<sup>2</sup></b>
建築物の緑化面積	基盤	基盤面積	樹木植栽内訳	積算面積	緑化判定面積	
	屋 上		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	壁 面		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<b>建築物の緑化判定面積(合計)</b>					<b>m<sup>2</sup></b>	
緑化計画総面積(敷地+建築物)					m <sup>2</sup>	
<b>緑化竣工総面積</b>					<b>m<sup>2</sup></b>	
緑化完了日			年 月 日			

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付請求書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付けで交付決定があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

交付決定年月日	年 月 日	
決定通知番号	第	号
助成金の交付決定額		円
助成金交付請求額		円
振 込 希 望 口 座		
振込先金融機関	口座種別	口座番号
銀行	本店 1 普通	
信金		
信組	支店 3 貯蓄	
( )		
フリガナ	※右詰めで記入	
口座名義人 (申請者と同一に限る)		

（申請者）

住所

氏名

渋谷区長 長谷部 健  
（公印省略）

## 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告があった、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第12条の規定により報告書類の審査を行った結果、以下のとおり助成金交付額を確定したので通知します。

### 記

1 交付確定額 金 円

### 2 交付条件等

渋谷区緑化普及推進事業助成金交付要綱の規定に従い、以下の要件を満たす必要があります。

- （1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、上記要綱の規定に違反したとき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資すると認められるときは、助成金の交付決定の内容を変更するとともに、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることがあります。
- （2）助成を受けた者は、年間を通じて緑を維持し、工事終了後、5年間は緑地を維持し、その期間内、善良なる管理者としての注意をもって管理すること。
- （3）区が必要に応じて行う調査に協力すること。また、資料の提出などを求めることがあります。

別記第13号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号

（申請者）

住所

氏名

渋谷区長 長谷部 健  
(公印省略)

### 渋谷区緑化普及推進事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した、渋谷区緑化普及推進事業助成金について、下記のとおり助成金交付決定を取消します。

#### 記

1 交付決定番号 第 号

2 交付決定取消金額等 円

3 交付取消理由

4 問合せ先

（申請者）

住所  
氏名

渋谷区長 長谷部 健 印

### 渋谷区緑化普及推進事業助成金返還請求書

年 月 日付けで交付決定取消通知を行った渋谷区緑化普及推進事業助成金について、同交付要綱第14条の規定により、下記のとおり交付済み助成金の返還を命じることに決定したので請求します。

#### 記

1 交付決定取消金額等

交付済みの助成金額	返還を求める額
円	円

2 返還方法

別添の納付書により、書面に記載の納付期限までに金融機関に支払い手続きを行ってください。

3 納付期限

年 月 日

4 問合せ先